

令和6年度  
第2回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会  
次 第

日 時 令和6年11月14日（木）  
午後2時から  
場 所 三芳町立中央公民館  
1階 多目的ホール

1 開 会

2 挨 捶

3 議 題

- (1) 道路運送法第79条の2（登録申請）に係る協議案件について
- (2) 道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件について
- (3) 道路運送法第79条の8（対価の変更申請）に係る協議案件について
- (4) 登録事項変更に係る報告案件について
- (5) その他

4 閉 会

## 1 開 会

## 2 挨 捶

## 3 議 題

(1) 道路運送法第79条の2（登録申請）に係る協議案件について

○会長

それでは、議事に入る前に、事務局のほうへ確認ですが、本日の傍聴希望者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局

傍聴者はおりません。

○会長

ありがとうございます。それでは、傍聴者なしということでございますので、早速議題のほうに入らせていただきます。議題（1）、道路運送法第79条の2（登録申請）に係る協議案件、次第に基づいて、順次議事を進行してまいります。

なお、本日の会議内容については、議事録作成のため録音させていただいております。説明される事務局、事業者様、ご質問をされる委員の皆様につきましては、発言の際はマイクを受け取り、所属とお名前を言ってからご発言のほうをよろしくお願ひいたします。

また、事業者様におかれましては、ご自身に係る協議が終了しましたら、ご退場いただいて構いません。

それでは、議題（1）、道路運送法第79条の2（登録申請）に係る協議案件について、概要説明の後、続けて協議に入ってまいります。登録申請に係る協議案件は1件になります。

それでは、審査資料1、入間市的一般社団法人サポートリンク鳩山につきまして、入間市事務局及び事業者様から概要のほうの説明をお願いいたします。

○事務局（入間市）

入間市事務局の●●と申します。着座にて失礼いたします。

今回、サポートリンク鳩山の新規登録についてご説明させていただきます。運送の主体としましては、名称は一般社団法人サポートリンク鳩山、住所は埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘2丁目16番1号となります。代表者名は、代表理事の佐藤達雄氏です。事務所の名称及び位置としては、一般社団法人サポートリンク鳩山、埼玉県比企郡ということです。こちらは省略します。

宣誓書の添付については、添付されております。

運送の区域としましては、入間東地区においては、入間市、狭山市、所沢市となります。このほか、入間西地区で鳩山町、飯能市で運送を行っております。旅客の範囲としましては、利用会員数は8人、

身体障害者3人、精神障害者2人、知的障害者3人となっております。会員の在住市町村としては、入間市が5名、狭山市2名、所沢市1名となります。

旅客から收受する対価としましては、距離制のほうが生活サポート事業以外の運送の対価として、初乗り2キロまで300円、加算が以降1キロ当たり150円となっております。運送の対価以外の対価としましては、迎車・回送料金として、迎車料金が10キロまで100円、以降1キロごと50円加算、回送料金が30キロまで無料、以降1キロごと50円加算となっております。待機料金が、30分まで無料、以降10分ごとに100円です。

その他の料金として、介助料、1回500円、添乗料、30分1,000円としています。その他、有料道路の利用料金、駐車料金は実費を負担いただくということになっております。

また、生活サポート事業を使う場合、時間制を設定しております、初乗り、30分以内1,425円、加算が以降30分当たり1,425円となっております。運送の対価以外の対価については、距離制と同様です。

次に、保有する自動車の種類、6番になります。使用車両の台数としては2台です。持込みが2台となっております。種類としてはセダンが2台です。

それから、7番、運転者等確保ということで、運転者の人数は3人となっております。うち二種免許の取得者は1人となっています。セダン車両を運転する者は3人、介護福祉士登録者数2人、ヘルパーの資格所有者数1人となっております。また、免許証及び資格証については、事務局で確認を行っております。

それから、8番、運行管理体制ですけれども、こちら運行管理の責任者の就任は確認できております。車両数は2台、責任者は1人となっています。運行管理の責任者講習も受けていることを確認しております。運行管理の体制も整っているということを確認しております。

次に、9番、整備管理体制等についてですけれども、整備管理の責任者の就任をしているというところで、整備管理体制も整っております。

次に、10番、事故対応等ですけれども、事故対応責任者の選任もされております。事故処理連絡体制も整っております。苦情処理体制も整っております。

それから、11番、損害賠償措置についてですけれども、契約保険会社名としてソニー損保株式会社、こちらですね。契約内容としては、対人無制限、対物無制限ということを確認しております。

以上、概要説明となりますので。

次に、●●より事業開始の経緯についてご説明をさせていただきます。

## ○事業者

説明ありがとうございました。よろしくお願いします。サポートリンク鳩山●●です。

本事業所につきましては、令和6年9月に自家用有償旅客運送者の登録を行いまして、このたび入間東地区で事業を開始するための申請を行う形になっています。入間市内で運営しています訪問介護事業所サポートセンターすこやかというところで、私自身、今訪問介護ヘルパーとして働いておりま

して、そこで利用者様からのニーズにより応えられるようにという形で、今回私自身のほうで事業所を設立しまして、送迎や一時預かりといったことを中心に、鳩山町の事業所で行う予定としております。

会員数につきましては、現状で8名となっています。使用車両は、持込み車両2台です。これまで事故等なく、苦情等も含めてございません。

運行管理体制で配慮していることですが、日頃から安全に運行できるよう運転手と連絡を密に取り、無理のない運行スケジュールを組むように心がけております。また、運転手同士で定期的にミーティングを行いまして、活動の様子や情報共有をしながら、安全に運転業務を行っております。

すみません。簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（入間市）

それでは、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、審議のほうに入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願ひいたします。

○委員

5番目の対価のところなのですが、この中に介助料として1回500円、添乗料として30分1,000円とありますけれども、これは違いはどういう内容でしょうか。

○事業者

すみません。ご質問ありがとうございます。

まず、介助料というのは、車椅子等から一般車両、セダン等で実施しますので、車椅子の方とかであれば、車椅子から乗車のほうの席のほうに移り替わる際に、介助等が発生する場合がございます。その際に、そういった介助について1回500円取らせていただきますという形で、1回というのはその動作に対して1回という形で、例えばですけれども、行きの場合にはご家族の方が協力してくれる方がいらっしゃいますので、そのときには介助料を取りませんけれども、例えば送り先では家族の方が同席されていないので、そのときに介助が必要となる場合には、その際に1回介助料としていただきますという形で、そういう名目になっています。

添乗料というものに関しては、一般的には1人のヘルパー、運転手で対応することになっていりますけれども、利用者さんによっては、例えば身体介護にしてもですけれども、体格差によって1人のヘルパーでは支え切れない場合とかありますので、そういった場合には2人のヘルパーで介助しますということになるときには、添乗料としていただきますと。

また、そういった身体的な体格差に限らず、行動障害とか、そういった方もいらっしゃいますけれども、そういったときに運転中に運転者以外で1人見守りのヘルパーが必要な場合等もありますので、そういったときには、添乗料として料金のほうをいただきますという形で設定させていただいていま

す。

○委員

そうしますと、車に乗るまでの中で介助が必要な場合にサポートする。でも、添乗も同じですよね。添乗してサポートしていくわけですよね。当然その方も乗り降りには手を貸しますね。ということは、2人で担当する場合があるということですか。要するに車に乗る場合に、2人がかりで乗せなければいけない。添乗は1人ついていく。降りるときには、また2人になるとか1人になるとか、そういう体制のためのこの内容ですか。

○事業者

そうですね。添乗が必要な場合には、常に2人対応となる形です。1人の介助で十分であれば、介助料としていただくときも1人のヘルパーで行うこともあります。

○委員

その方の介護度というか、身体の状態によって2人体制のときもあるし、それから1人ということもあるという、そういう解釈でよろしいですか。

○事業者

はい、そのとおりです。

○委員

ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。ほかにいらっしゃいますか。

[発言する者なし]

○会長

それでは、ご質問もないようですので、審査資料1、入間市の一般社団法人サポートリンク鳩山につきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

それでは、協議が調いました。ありがとうございました。

(2) 道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件について

○会長

続きまして、議題(2)、道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件について、概要説明の後、続けて協議に入ってまいります。

更新登録申請に係る協議案件は3件です。説明の前に、次の協議案件の事業者様におかれましては、答弁席の横でご準備いただきますようよろしくお願ひいたします。

今回の更新案件計3件につきましては、全て利用者が1人では公共交通機関を利用できることを、事前に事業者から確認をしております。

なお、審査資料3、新座市の特定非営利活動法人さわやか学舎につきましては、対価の変更申請についても協議案件がございますので、更新登録申請と対価の変更申請を併せて協議を行います。

それでは、審査資料1、入間市の特定非営利活動法人テソロス・デ・ディオスにつきまして、入間市事務局及び事業者様からの概要説明をお願いいたします。

#### ○事務局（入間市）

入間市事務局の●●と申します。テソロス・デ・ディオスの更新についてご説明させていただきます。では、着座にて失礼いたします。

運送の主体としましては、特定非営利活動法人テソロス・デ・ディオスとなります。住所は、埼玉県飯能市大字下赤工570番地1となります。代表者名は、代表理事の奥村洋となります。事務所の名称は、テソロス・デ・ディオスです。運送の区域は、入間市、狭山市、飯能市となります。

続いて、●●から事業の現状についてご説明いただきます。

#### ○事業者

失礼します。テソロス・デ・ディオスの●●と申します。

本事業につきましては、令和5年2月に新規登録を行い、今回は初回更新とさせていただきます。会員数の推移につきましては、前回の更新から比べると利用会員は増加しております。使用している車両の入替えもございましたが、台数に変更はございません。前回以降、おかげさまで事故等はございませんで、苦情もいただいておりません。

運行管理体制で配慮していることでは、日頃から安全運転できるよう運転手等の連絡を密にし、運行スケジュールに無理のないような体制を組んでおります。また、運転手同士で利用者さんに対する様子の報告等を常時しながら、安全運転業務を行っております。今後も障害者支援の障害者の輸送に尽力してまいりたいと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

#### ○事務局（入間市）

以上となります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

#### ○委員

運送のことではないのですが、登記関係のことなのですから、まず資料の3番、その裏の要するに定款の中の目的の部分なのです。この目的には、第4条と第5条が関連していますけれども、この中に有償運送をやるという事業のほうの項目がないのです、定款の中に。

それから、当然それに関連して、今度は登記簿の謄本なのですが、登記関係にも、これは資料のナンバー4になります。こちらにも有償運送事業の事業をやるという項目がないのです。申請時において、これはちょっとまずかったのではないかと思うのですけれども、やはりきっちと定款と、それから謄本には記録すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○事業者

私たちの法人では、障害者支援という形でこの定款の中に言葉を入れさせていただいております。障害者支援と申しますと、当然障害者の移動ということが障害者の生活の中に含まれるという意味もございまして、法人を立ち上げる時点で、当然その辺のところは、障害者支援の中に含まれるという法人のほうの理解で申請をさせていただきました。

○委員

なお、今登録が出ている方々のところを全部チェックしたのですけれども、全ての事業者の方がちゃんと定款、それから登記しています。ですから、これは執行部のほうの見解はいかがなのでしょうか。

○副会長

執行部というわけではないのですけれども、ここで協議をしてということで、今テソロスさんのほうから説明があつて、それはそれでいいとは思っているのですけれども、あえて定款をわざわざそのために変更というのはしなくとも結構なのですけれども、次回ほかの事項で定款を変更するときには、福祉有償運送のも入れておいていただけますか。というのは、もちろん障害者の関係ではあるのですけれども、登録という行為をしている事業なので、一応定款の中には福祉有償運送というのを一筆入れていただいて、これはほかの定款を変えるときで結構ですので、今すぐではなくて。結構お金がかかりますので、その変更するときにそれを入れてしていただければと思います。それで結構ですから、よろしくお願ひします。

○会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

●●です。運転手さん3名さんいらっしゃいますが、この点呼というのはどのような形でやられているか教えてもらえますか。

○事業者

一応その日の利用がある場合、出発時間前に事務所のほうに来ていただきまして、対面で確認しております。

○委員

対面ですね。そのときアルコールチェッカーもやっている。

○事業者

当然アルコールチェックのほうもさせていただいています。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○会長

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長

それでは、ご質問もないようですので、審査資料1、入間市のテソロス・デ・ディオスにつきまして、協議が調ったということでおろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議のほうが調いました。

続きまして、審査資料2に係る協議案件に移ります。新座市の特定非営利活動法人太陽につきまして、新座市事務局及び事業者様から概要の説明をお願いいたします。

○事務局（新座市）

新座市障がい者福祉課の●●です。更新登録申請につきましては、事業所よりご説明いたします。

○事業者

新座市の特定非営利活動法人太陽の●●と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、更新登録申請の審査資料2を御覧ください。まず、運送の主体につきましては、名称は特定非営利活動法人太陽、住所は新座市大和田5丁目17番25号、代表者は石川千枝です。事務所の名称は、特定非営利活動法人太陽、訪問介護事業所、事務所の位置は、法人住所と同じです。

事業の開始時期は、平成20年3月31日です。

現在の利用会員数につきましては、新座市在住の方が21名、前回更新時と比較すると減少している状況です。利用件数につきましては、1か月当たり平均して6件程度の利用があります。使用車両台数につきましては、車椅子車が2台、セダン等が2台の合計4台です。なお、持込み車両はありません。

これまでに事故及び苦情の発生はありません。毎日スタッフの対面での点呼、健康確認を確実に行なながら、安全に運行ができるよう運行管理マニュアルを作成しております。常にご利用者様の安全安心を心がけて運転しております。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合につきましては、運行管理の責任者の代行者がしっかりと対応しております。

○事務局（新座市）

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたら、お願いいいたします。

[発言する者なし]

○会長

ご質問もないようですので、更新登録申請の審査資料2、新座市の特定非営利活動法人太陽についてまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

それでは、協議が調いました。

○事務局（新座市）

ありがとうございました。

○会長

続きまして、審査資料3に係る協議案件に移ります。

新座市の特定非営利活動法人さわやか学舎につきましては、対価の変更申請についても協議案件がございますので、更新登録申請と対価の変更申請を併せて協議を行います。

それでは、新座市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（新座市）

引き続き新座市の●●です。更新登録申請につきましては、事業所よりご説明いたします。

○事業者

新座市の特定非営利活動法人さわやか学舎の●●と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、更新登録申請の審査資料3を御覧ください。まず、運送の主体につきましては、名称は特定非営利活動法人さわやか学舎、住所は新座市野火止2丁目7番17号、代表者は並木正です。事務所の名称及び事務所の位置は、法人名称並びに住所と同じです。

事業の開始時期は、平成23年1月4日です。

現在の利用会員数につきましては、新座市在住の方が27名、前回更新時と比較すると増加している状況です。利用件数につきましては、1週間を5日間と考えまして、1日当たり平均して1.5件程度の利用がございます。使用車両台数につきましては、セダン等は3台です。こちらは全て持込み車両となります。

これまでに事故及び苦情の発生はありません。毎日スタッフの対面点呼、健康確認を確実に実施しながら、安全に運行ができるよう運行マニュアルを作成しております。常に利用者様の安全安心を心がけて運転をしております。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合につきましては、運行管理の責任者の代行者がしっかりと対応しております。

なお、毎日のアルコールチェックにつきましても、始業及び終業時に計測を行いまして、記録を保

存してございます。

以上です。

○事務局（新座市）

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたらお願ひします。

○副会長

すみません。●●と申します。

対価のほうの関係なのですけれども、前回までの対価が、基本的に障害を持っている方々が中心なので、ほとんど生活サポートかなと思いながら見てはいたのですけれども、生活サポート以外の対価が、今まで生活サポートの対価に近かったのですけれども、今回はかなりその倍になってしまうということで、1時間だと5,600円というかなり高い金額になってしまふのですけれども、もちろんタクシーの8割までオーケーということで国交省のほうが言ってきたので、それでもちょっと超えているかなと思いながら見ているのですけれども、この辺りの対価の決め方についてご説明いただければ。

それと、その対価をほとんどは生活サポートでやっているかと思うのですけれども、それを超えた人とか、それを使わないでというときに、この料金設定って利用者の方にどのように説明しているか、その2点をお聞かせいただければと思います。

○事業者

まず、2,800円の設定のことございますが、30分当たり2,800円の設定でございます。当事業所が運送の対価を30分当たり1,400円に設定したのは、2011年のことです。この当時は、制限が2,800円ちょっとだったと思いますので、それ以下ということでもって、やむを得ずという言い方はおかしいのですが、そのようにさせていただいておりました。また、当時と比べまして、埼玉県の最低賃金や燃料費、整備費は上昇しております。

当事業所では、旅客から收受する対価のうちの30%を管理費、70%を運転者への支払いとして振り分けている状況です。そして、運転者への支払い70%を100%とした場合に、そのうちの50%を人件費、30%を燃料費、20%を持ち込み車両の整備費用として設定しております。最低賃金の上昇率をこの割合に当てはめ、30分当たりの金額に換算しますと、こちらの私どものほうの試算では2,982円となります。埼玉県A地区におけるタクシー料金8割は2,814円ですので、それに収める形で生活サポート事業料以外の料金を、30分当たり2,800円に設定させていただいたということでございます。

また、利用者様への説明でございますが、私どもの今申し上げた内容を事細かにご説明申し上げて、ご理解をいただけるように今後努めたいと思っております。

以上です。

○会長

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

[発言する者なし]

○会長

ご質問もないようです、更新登録申請の審査資料3及び対価の変更申請の審査資料2、新座市の特定非営利活動法人さわやか学舎につきまして、協議が調ったということでおろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

それでは、協議が調いました。以上で更新登録申請の協議が全て調いました。ありがとうございます。

### (3) 道路運送法第79条の8(対価の変更申請)に係る協議案件について

○会長

続きまして、議題(3)、道路運送法第79条の8(対価の変更申請)に係る協議案件についてですが、審査資料1、所沢市の特定非営利活動法人エイジングサポートについてですが、本件の審査については、福祉有償運送事業を行っているNPO等の代表の所沢市の●●委員は、ご自身の事業所の案件には参加できませんので、ご了承ください。

また、審査資料2、新座市の特定非営利活動法人さわやか学舎については、更新登録申請と併せて協議済みの案件でございます。

つきましては、対価の変更申請の審査資料1、所沢市の特定非営利活動法人エイジングサポートについて、所沢市事務局及び事業者様から概要説明のほうをよろしくお願ひいたします。

○事務局(所沢市)

所沢市障害福祉課の●●と申します。対価の変更について、事業者より説明いたします。では、着座にて失礼いたします。

○事業者

こんにちは。所沢市特定非営利活動法人のエイジングサポートと申します。

住所は、所沢市花園2丁目2349番の13号です。代表者名、植村文彦、登録番号は、関西福第96号になります。今回、対価の変更をお話しさせていただきます。

私ども、今まで18年間、1キロ当たり180円で活動しておりましたが、物価高騰により燃料代、これはガソリン代が上がりまして、今までの対価では非常に厳しい状況になりました。地域差はあると思うのですけれども、かなり値段が上がっているのは間違いないと思います。地域タクシーの上限運賃に関しても、8割までの範囲内で価格の設定が可能になったということですので、今回1キロ180円だ

ったものを、1キロ250円にさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○会長

ご質問もないようですが、対価の変更申請の審査資料1、所沢市の特定非営利活動法人エイジングサポートにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。以上で対価の変更申請の協議が全て調いました。ありがとうございました。

#### (4) 登録事項変更に係る報告案件について

○会長

続きまして、議題(4)、登録事項変更に係る報告案件につきましては、車両の入替え、住所変更、車両の増減等に係る報告、合計11件となっております。なお、いずれも必要な添付資料で確認済みの案件となっておりますことを申し添えます。内容につきましては、資料のとおりになります。

#### (5) その他

○会長

続きまして、議題(5)、その他。何かご意見がある方はいらっしゃいますか。

○副会長

その他になるのですけれども、すみません、私のほうから。

国交省のほうで、今新しい通達が出てきました。私たち運営協議会にも関することなのですけれども、そこに通達が出てきて、福祉有償運送の登録に関する処理方針についてということで、今年の9月30日に出できました。

要点は3つほどあるのですけれども、1つ目は移動することが困難の、今までこちらとしては大体市町村の担当者の方が確認をしてということで、それでいいのかなというふうには思っているのですけれども、一応今回このほうとしてはそれを医師や福祉、介護の専門職が判断したものを含むものとするというふうに若干変えました。これは全国的な問題とも絡んでいますけれども、こちらのほうでは担当者の方が、しっかりとその辺で移動困難であるということを確認してから報告していただいているので、その辺についてあまり問題はないかなというふうに思います。

2つ目としては複数乗車についてということで、今まで複数乗車を含むみたいな、必要性が認められた場合にはというふうに言われていたのですけれども、この辺についても明記をしてきたというのが2つ目です。

一番大きいのは3つ目で、特に今までこういう運営協議会を対面で、あるいはコロナの時期は書面開催でやってきたのですけれども、今回国交省のほうとしては意見公募方式でやるということで、対面ではなくてそういう書面決裁でもできるという、それを原則とするということになったので、この辺はすぐにどうのこうのということではないのですけれども、こちらのほうも考えていかなければいけない。一回一回こうやって集まってどうのこうのということではなくて、皆さんのはうで意見があれば、その意見を聞いた上でインターネット上でということになるかな。特に裏で言うと、デジタル庁からの働きかけもかなり大きかったと思っているのですけれども、そういうものを原則とすると。

意見公募方式というのは、(更新の登録を行うことについては、地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。)を原則とするということになりましたので、この辺についてもそれぞれの運営協議会のほうで話をして、どういう方向性を持つかということを決めていただければということになるかと思います。それについては、多分もう一つ書類の多さみたいなところもあるので、これも含めて考えないとかなり難しいかなということで、私たちも県のほうと話合いしていて、書面の数がということも、これも結構国のはうも言ったりはしているのですけれども、書面の簡素化も含めて協議していく必要があるのかなというふうに思っております。これは9月30日に出てきましたけれども、すぐにということではないのですけれども、その方向で考えておいていただければありがたいと思っております。ということで、今日は報告だけさせていただきました。よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございました。ほかに何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

それでは、ないようですので、今年度第2回協議会の議案審議は全て終了となります。

皆様、長時間にわたり審議にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

進行を事務局のほうにお返しいたします。

○事務局

事務局から3点連絡がございます。

(1)、次回の第3回協議会の日程は、令和7年2月20日、木曜日です。場所は、本日と同様に三芳町立中央公民館1階多目的ホールとなりますので、次回もよろしくお願ひいたします。

(2)、本日の配付資料につきましては、各市町担当事務局で回収させていただきますので、委員の皆様は資料を会場に置いてお帰りくださいますようお願ひいたします。

また、本日欠席された委員の方の配付資料につきましては、各市町の事務局において回収していた  
だきますようお願ひいたします。

(3)、本日協議が調った案件については、各市町担当事務局へ通知書をお渡ししますので、受け取  
り後にお帰りいただきますお願ひいたします。

それでは、閉会を●●副会長にお願ひいたします。

○副会長

令和6年度第2回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会をこれにて閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

#### 4 閉 会